

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 29 年 6 月 16 日現在

機関番号：23901

研究種目：基盤研究(B) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26285179

研究課題名(和文) 地方教育行政組織改革と「共同統治」に関する理論と実践の総合的研究

研究課題名(英文) Local Educational Administration Reform and Shared Governance

研究代表者

坪井 由実 (TSUBOI, Yoshimi)

愛知県立大学・教育福祉学部・客員共同研究員

研究者番号：50115664

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 12,400,000円

研究成果の概要(和文)：(1)3年間の共同研究の成果を基礎理論研究4編、自治体教育ガバナンスの事例研究6編、外国における教育ガバナンスの実践的研究2編、合計12本の論文に集約し、『研究成果報告書』(2017年3月)にまとめた。教育委員会制度の土台には、学校毎の学校運営協議会など対話的な公共空間が制度化されていることを比較研究の中で明らかにした。

(2)X県A町教育委員会の協力を得て、学習環境調査票(児童生徒用、保護者用、教職員用、地域住民用)を開発した。同町では、学習環境調査データに基づく四者による「学校づくり会議」を学校ごとに開催。学習環境としての四者のコミュニケーション空間の大切さを確認できた。

研究成果の概要(英文)：We worked with the A town school system in Japan for the academic year 2015-2017. We developed four versions of the learning environment survey. One is elementary and junior high school student survey version which consists of 48 descriptive statements about school conditions and student perception such as respect to others, comprehensible lessons, student interpersonal relations, communications with parents, career and learning. Parent, community and staff versions consist of 46 descriptive statements about school conditions. The data on learning environment surveys to students shows that discussion and dialogue among students, parents, community and teachers in the classroom and other daily school life can make improved school climate that would facilitate student learning and development. We believe that learning environment survey and discussion based upon survey data would give parents, community and teachers the power to help students grow intellectually and socially.

研究分野：教育行政学

キーワード：教育委員会 学習環境調査 共同統治

## 1. 研究開始当初の背景

日本教育行政学会研究推進委員会(第14期~第16期、2004~2013年)では、教育ガバナンス改革をテーマに、研究をすすめてきた。その成果は、第14期同委員会編『学校と大学のガバナンス改革』(教育開発研究所、2009年)、第15期同委員会編『地方政治と教育行財政改革』(福村出版、2012年)/『教育機会格差と教育行政』(福村出版、2013年)に結実している。ここでは、行政学や政治学の地方行政政治研究に学びながら、教育行政の閉鎖性を問い、あらためて教育ガバナンス改革を「人間発達」の目的に照らし検討し、保護者と教職員との共同を核に多様なアクターに開かれた公教育編成の課題を提起している。

また、教育経営学会における「学校ガバナンス」研究でも、正統性を調達する不可欠の要素として教師の専門性を定位する必要性と可能性を示唆していることは注目される(『教育経営と地域社会』日本教育経営学会紀要第54号、第一法規、2012年)。さらに、『教育学研究』第80巻2号(2013年6月)は、「地方自治における教育と政治」を特集し、小川正人は、この国の教育委員会制度の在り様は地方政治(行政)の文脈と動態に大きな影響を受けており、地方教育行政組織の活性化には、教育(行政)の政治的論議を活性化させることが大切であるとしている。

ところで、日本教育法学会の2012年の年次大会は、「不当な支配」と教育の自由をテーマとしている。「不当な支配」は、一般行政による教育行政への介入というかたちで表れる。教育への介入が制定法によって認められているとしても、直ちに合法視されるのではなく、教育活動が「人格の完成」を目指して行われている以上(教育基本法1条)、教育の自由、学問の自由をはじめとする教育に関する憲法の基本原則に照らし、教育を受ける権利を侵害したり、その活動に内在するいわゆる教育条理に反する介入は教育基本法が禁じている「不当な支配」と評価され、正統性を持ちえないとする。教育に関する統制は、法律や条例に基づくものであっても、自ずとその限界があり、例えば首長に教育行政上の権限が付与されても、不当と評価されない行政のみを行う権限しか付与されないものと解すべきである。(『「不当な支配」と教育の自由』(日本教育法学会年報第42号、有斐閣、2013年)。このような国家権力ないし地方教育行政組織の教育行政権限を民主的に規制していく法理は、今般の地方教育行政組織改革諸法の解釈、運用においても踏まえない。

本研究代表者は、この15年間5つの科研(代表者)を通して、主に米国のニューヨークやシカゴ、ボストンなど大都市学区の教育ガバナンス改革の理論と実践を調査研究してきた。教育人権(学習権、発達権)と教育政府(ガバメント=教育委員会)の関係を

強く意識し、よりよい教育政府をつくり、利害関係者ないし各アクターが政策づくりに参加できるシステムを開発していくことこそ、教育ガバナンス改革であると捉えてきた。2002年以降、ニューヨーク市学区における、M・ブルームバーグ市長(2002~2010年)による教育長任命と市教育委員会の活動停止(「教育政策パネル」への再編)、32の地域教育委員会の廃止という教育行政の市長支配は、学区教育委員会主導による学校改善が停滞し、学力向上政策の「失敗」によって正統化されている。しかし、この10年間、児童生徒の学力向上は全米標準学力テスト(NEAP)データによれば、むしろ悪化している。また、市長への教育行政の統合(Integrated Governance)によって、学力向上の目標は達成されつつあるとする説(K・ウォン、ブラウン大学)もあるが、この間、3回にわたり面接したJ・ヴィテリッチ(ニューヨーク市立大学)やJ・ヘニッグ(コロンビア大学)は、教育ガバナンス改革と学力向上との間には直接的な因果関係は明らかにされていないと慎重である。今、米国の教育ガバナンス改革で学ぶべきは、学校レベルにおける教職員と保護者住民による共同統治(shared governance)の前進、具体的には学校レベルにおける校長選考や教育活動としての学校評価、教員評価の取り組みである。市長支配下であっても、教育委員会と学校との相補的関係の構築により、両者をともに教育改革主体とする「分散型リーダーシップ(distributed leadership)の実践も着実に発展している。また、貧困問題が深刻化しているなかでも、エール大学のJ・カマーの学校改善プログラムのように、教育と福祉職員との連携により学習環境(学校風土)調査法を開発し、子どもの発達と地域の再生をはかっている実践は注目される。

本研究は、このような研究の学術的背景を強く意識し、地方教育行政の執行機関を行政委員会としての教育委員会から首長に移そうとしている動向を踏まえ、保護者・住民と教職員による自律的学校改革を共同統治の実践として支援する地方教育行政組織の在り方を検証した。

## 2. 研究の目的

世界の教育ガバナンス改革では、自治体教育行政組織が機能不全に陥っているのであれば、主権者(保護者)は、いったん自分たちの手元に教育権を引き戻し、教育人権をよりよく保障するためにどのように学校を組織していくか、公教育の在り方を根本から問う。本研究では、世界の教育ガバナンス改革の実践に学び、地方教育行政組織と学校との相補的関係の構築により、両者をともに教育改革主体として位置づける。そして、学校地域における保護者・住民と教職員による共同統治(shared governance)の理論と実践を深めるなかで、わが国の今次の地方教育行政

組織改革立法を検証し、基礎自治体における共同統治を推し進めていく教育政治文化風土調査法を開発するなかで、巡回相談による新しい質の教育指導行政により学校の自律的改善能力（capacity）を高めていく理論と実践を総合的に探究する。

### 3. 研究の方法

学習環境（学校風土）調査に基づく教育条件整備行政の全体像

学習環境調査とそのデータに基づく対話集会の積み重ね、さらにはより良い学習環境の整備をすすめる地域教育計画や教育振興政策大綱の策定、実施といった工程表をもつ本科研の共同研究は、「学習環境調査の実施とそのデータに基づく関係者の熟議（話し合い）の場を設ける」ことを基本にすえている。これを年度ごとに積み重ねるなかで（本調査では当面 2015 及び 2016 年度）、子どもは様々な他者（子どもとおとな）と出会い、対話するなかで、自尊感情や自己肯定感を高め、夢や希望を育み、このことがまた確かな学力を形成し、市民性を育てていくことになる。学区の全構成員により学校改善にむけた話し合いを重ね、相互の信頼関係を深めることが、子どもたちの学習環境の改善に結びついていくことを、構造方程式モデリングによる経年変化の結果をエビデンスベースで明らかにしようとするものである。したがって、本学習環境調査には、校区のすべての構成員、すなわち児童生徒、保護者、教職員、地域住民による四者の協力が不可欠である。

学習環境調査は児童生徒、保護者、教職員、地域住民の協力のもとにすすめられる

本研究は、子ども、教職員、保護者・地域住民が、学校づくりや教育問題について対話できる公共空間を豊かに創出すること（学習環境）が、子どもたちに確かな学力と市民性を育てていくうえできわめて大切な条件整備、すなわち新しい教育委員会の役割であるとの認識のもとにすすめられる。

本調査票開発研究の特徴は、学習環境調査を通して、子どもたちが、学校でも地域でも自分の意見を自由に表明し、級友やおとなの違った意見にも耳を傾ける姿勢を大切にすなど、市民性を育み、学級と学校に人権を尊重し、これを実現していこうとする学校文化を育てていくことをめざしている。こうした市民性を育てていくことは、いじめや不登校を克服していく学級文化、学校文化を醸成していくことにも繋がるかもしれない。一人ひとりが学級の構成員として学級討論に参加し、児童生徒の代表は学校（運営）協議会等に参加するなど、子どもたち一人ひとりの自己決定（自己統治）から出発した対話空間を、学校と地域社会に幾重にも組織していく。学校（運営）協議会では、子どもたちと保護者、教職員、地域住民が学校改善について積極的に意見を出し合い、話し合っていくことが期待され、保護者や教職員などおとなの市

民性の質もまた問われることになる。本学習環境調査では、こうした多様な話し合いの公共空間を創出することにより、子どもたちを真ん中に豊かな対話と交流が生まれ、おとな（教職員、保護者・住民）に励まされながら、子どもたちが安心して自分の意見を述べ、自尊感情を育み、主体的な学びに集中できることを、構造方程式モデリングを駆使してデータで示していく。このデータをもとに、毎年、それぞれの学校単位で児童生徒、教職員、保護者・住民の学校（運営）協議会で話し合いをすすめるとともに、回答者全員に参加を呼びかけ、中学校区ごとに教育タウンミーティング（仮称）を設け、お互いの理解を深めるとともに、それぞれの立場や参加の自由を保障しつつ、学校づくりに向けた共同を模索していく。

本研究では、こうした子どもを真ん中に置いた教育と子育ての対話による公共空間が、子どもたちの確かな学力と市民性を育てていく学習環境として重視されている。

### 4. 研究成果

教育委員会制度の土台は、学校地域の対話的公共空間である

これまで教育行政学は、権力の民主的規制によって公教育事業における自律を確保し、国民とりわけ子どもの学習権を保障することをめざして発展してきた。その社会的意義はきわめて大きいけれども、自分たちで自己統治する力量をいかに高めていくかについては、実践論、運動論としては蓄積があるけれども、教育行政学の課題として自覚的に追究されてきたとはいえない。

学校の自治ないしは自己統治能力を高めるためにも、統治主体である保護者・住民と教育専門職である教職員（校長を含む）との共同は不可欠であり、ここに共同統治を掲げる実践的意義がある。

また、共同の力で成すべきこととして、学校目標を設定したり、地域教育計画を立案し、学校を評価したりという実践がある。本研究では、その前提として、子ども自身が学級、学校づくりに参加し、学習環境調査によって明らかになったデータをもとに、保護者や教職員は子どもを深く理解し、それぞれの立場で子育て・教育をしていく共同責任（shared responsibility）を果たしていく国内外の実践に注目して研究をすすめてきた。その結果、例えば、米国教育委員会制度の特質は、分権システムにあるのではなく、市民一人ひとりの自律と自己統治の思想と文化から生まれた制度であり、教育委員会制度の土台は、学校ごとの自律と自己統治機関である学校（運営）協議会など対話的公共空間にあることが比較研究のなかで明らかにされた。

学力テスト体制が強まるなかで子どもたちの市民性を育む学級、学校づくりの意義、学力テスト対策中心の授業が幅を利かせ、他方で道徳の「教科化」がすすめられている。

こうした時代だからこそ、子どもたちは、協力して、身近な学級社会そして学校社会において、一人ひとりの人権が花開き、夢や希望に向かって自己実現をはかっていくことができるように、おとなを含めて多様な関係者と積極的にかわりながら過ごすことができる学習環境の整備が重要になってきている。

子どもたちは、幼少年期から青年期に至るいわば垂直的な発達過程のなかで生活していると同時に、多くのお友達や先生をはじめとした保護者・地域住民などとのさまざまな対話と文化交流のなかで豊かな人間関係を築き、いわば水平的で拡張的な学習（*expansive learning*）のなかで、市民性を育てていくことができる。学習環境調査に基づく幾重にも工夫された対話空間もまた、このような市民性を育む環境として有効であることを、X県A町教育委員会の協力を得て明らかにできた。

#### 学習環境調査票の開発

#### 学習環境調査のねらい

第一に、本研究における学習環境調査の取り組みは、回答を集計してまとめるだけでなく、四者がそれぞれ対話の機会を設けたり、また四者間で思いや考えを交流し、その違いに気づき、相互に理解し合う取り組みとセットにしているところに最大の特徴がある。

第二に、学習環境調査を活用した学校改善では、学びの環境を整備して学力の向上を図るだけでなく、子どもたちが学校でも地域でも自分の意見を自由に表明し、自分と違った意見にも耳を傾ける姿勢を大切にするなど、市民性を育み、人権を尊重し、これを実現していこうとする学校文化を育てていくことにも力を入れている。

第三に、学習環境調査では、人間(子ども)の発達について、乳幼児から成人に至る「(上向きの)縦の発達」だけでなく、人生のそれぞれのステージを「尊厳をもってよりよく生きる」という目標に向かって、個人と環境との間の相互調整的な変化過程と捉えている。これは、学びあい、支えあう豊かな人間関係づくりの過程であり、本調査では、子どもたちのいわば「横への発達」にも注目している。

子どもの発達に12の学習環境因子はどのように関係しているか

今回の調査結果の分析から、まず、学習環境に大きな影響を与える12の因子を、以下のように抽出できた： 他者の尊重(いじめや差別をしない心) わかる授業(先生たちがしてくれるよくわかる授業) 地域への愛着(自分の育った地域を愛する心) 地域とともにある学校づくり(様々な大人が学校を支えてくれる) 学習への自信、人権意識(相手を思いやり、みんなをまとめる力) 親の来校(家の人学校行事に来ること) 親しい友達、親とのコミュニケーション、自分の将来と勉強 参画の仕組み(自分たちで学校を変えるしくみ)

子ども同士の協力協働。

次に、学習環境調査データを構造方程式モデリングによって作成したパス図から、以下の4点が明らかとなった。

第一に、「学力の向上」にかかわる因子として、「わかる授業」「学習への自信」「自分の将来と勉強」「子ども同士の協力や協働」「親の来校」の5つが関係していた。特に、自分の将来のことを考えていたり、親が学校によく来てくれることが大きくかわり、「勉強ができるという自信」にも影響している。

第二に、子ども達の市民性を育てていくうえで、「子ども同士が協力すること」が一番関係しており、「いじめや差別をしない心」や「相手を思いやりみんなをまとめる力」にもつながっている。

第三に、「豊かな人間関係の形成」にかかわる環境因子として、「子ども同士の協力協働」「親しい友達」「親とのコミュニケーション」「わかる授業」「地域とともに学校づくり」が抽出された。そして、「子ども同士が協力すること」「家の人とのよいコミュニケーション」「様々な大人が学校を支えてくれる」といった児童生徒の意識が影響しあって、「先生たちがしてくれるよくわかる授業」という意識につながっている。つまり、「様々な大人が学校を支えてくれる」ことが、「子ども同士が協力する」状況を生み出したり、「先生たちがしてくれるよくわかる授業」にもつながり、保護者、地域住民、子どもと先生たちとの人間関係が豊かに築かれていた。

第四に、「四者の共同による学校づくり」をすすめていくことについては、「人権意識」「子ども同士の協力協働」「地域とともに学校づくり」「親の来校」「参画の仕組み」「地域への愛着」という6つの学習環境因子が特に関係していた。「自分たちで学校を変えるしくみ」があるとする意識が、直接「子ども同士が協力する」意識に影響し、「様々な大人が学校を支えてくれている」という意識にもつながり、それがまた「子ども同士が協力すること」につながっている。また、「家の人学校行事に来る」とする意識は、「自分たちで学校を変えるしくみ」や「様々な大人が学校を支えてくれる」、さらには「相手を思いやり、みんなをまとめる力」に直接影響を及ぼしている。

結局、子どもたちに確かな学力と市民性を育てていく学習環境として一番大切なことは、子どもと教職員、保護者・地域住民が、教育問題について「対話(dialogue, discussion)」できる機会を、学校や家庭、地域に豊かに創り出し、子どもを真ん中に教職員、保護者・地域住民が積極的に参加していくことである。また、学習環境調査結果に基づく「対話」において重要なことは、他校との比較よりも、自分たちの校区内における、児童生徒、保護者、教職員、地域住民との間における考えや思いの違いに気づき、ズレを

相互に理解しあい、信頼関係を回復していくことである。例えば今回の調査でも、「先生たちは、熱心に勉強を教えている」(平均値3.43)と大半の児童生徒は思っているのに対し、保護者は、「わが子の学校は、子どもたちの学力向上に力を入れている」の平均値は2.70とあまり高いとは言えず、「本校の児童生徒は、学習意欲が高い」とする質問への教職員の回答の平均値は2.55。こうした「ズレ」や「ギャップ」について、各学校でじっくり話し合い、相互に理解を深めていくことが学習環境の改善につながる。

注:「平均値」とは、各質問項目について「よくあてはまる」4点、「あてはまる」3点、「少しあてはまる」2点、「あてはまらない」1点とした平均値。平均値が3前後であれば当てはまっていると言えるが、2前後の場合は「少しあてはまる」程度ということになる。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

##### [雑誌論文](計31件)

坪井由実「共同統治論と教育委員会制度の可能性」坪井代表『地方教育行政組織改革と「共同統治」に関する理論と実践の総合的研究』(本科学研究成果報告書)2017年、査読無、pp.47-62.

石井拓児「新たな教育福祉ガバナンスの構想と教育行政学の課題」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.35-46.

木岡一明「学校評価システムにおけるガバナンス機能に関する事例研究 高浜市における14年間の実践を素材にして」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.75-93.

高妻紳二郎「都市教育委員会による学校評価を通じたガバナンスの新局面 福岡市の学校教科サポート事業展開を事例として」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.94-110.

篠原岳司「教師の学習の検討による教育ガバナンスの専門技術的過程の探究」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.111-122.

村上祐介「新教育委員会制度の運用実態『教育委員会の現状に関する調査』から」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.128-135.

渡部昭男「鳥取県南部町における『町づくり』と『地域協働学校』の展開」坪井代表同上報告書、2017年、査読無、pp.135-141.

坪井由実・藤岡恭子・宮田延実「学習環境(学校風土)調査票の開発研究」『日本教育行政学会年報』42号、2016年、査読無、pp.248-252.

山下晃一「教育と国家：統治機構の変容と教育行政学研究の課題」『日本教育行政学会年報』42号、2016年、査読無、pp.184-188.

勝野正章「自治体教育政策が教育実践に及ぼす影響 授業スタンダードを事例とし

て」『日本教育政策学会年報』23号、2016年、査読無、pp.95-103.

日永龍彦「学校運営協議会の取り組みの成果と『学習環境調査』の課題」『日本教育行政学会年報』42号、2016年、査読無、pp.253-256.

##### [学会発表](計12件)

篠原岳司「義務教育段階における多様な教育機会の保障に向けた論点と課題」北大教育学研究院・中国人民大学教育学院共同シンポジウム、中国人民大学(北京)、2017年2月25日.

木岡一明・雲尾周・川口有美子ほか「学校への多職種配置を可能にする教育委員会による支援の課題」日本教育行政学会第51回大会、大阪大学(大阪府大阪市)、2016年10月8日.

山下晃一「地域再編の時代における教育と教育学の課題」日本教育学会75回大会、北海道大学(北海道札幌市)、2016年8月25日.

中嶋哲彦「現代資本主義国家と公教育」教育科学研究会教育学部会研究会、法政大学市ヶ谷キャンパス(東京都新宿区)、2015年10月17日.

坪井由実・宮田延実・藤岡恭子「学習環境調査票の開発研究」日本教育行政学会第50回大会、名古屋大学(名古屋市千種区)、2015年10月9日.

##### [図書](計17件)

石井拓児「公教育財政制度の日本の特質と教育行政学研究の今日的課題」日本教育行政学会編『教育行政学研究と教育行政改革の軌跡と展望』教育開発研究所、2016年、全205頁(pp.23-36).

渡部昭男「鳥取県南部町における『町づくり』と『地域協働学校』の展開」日本教育行政学会編同上書、2016年、pp.112-118.

篠原岳司「新しい学校と教師の学習」末松裕基編著『現代の学校を読み解く』春風社、2016年、全383頁(pp.81-112).

勝野正章「教師の職務の公共性と専門家としての責任」佐藤学ほか編『学びの専門家としての教師』岩波書店、2016年、全243頁(pp.227-243).

小玉重夫編、村上祐介ほか著『学校のポリテイクス』岩波書店、2016年、全334頁(pp.265-281).

坪井由実・渡部昭男編『地方教育行政法の改定と教育ガバナンス』三学出版、2015年、全225頁.

村上祐介編著『教育委員会改革5つのポイント』学事出版、2014年、全144頁.

中嶋哲彦『教育委員会は不要か あるべき教育改革を考える』岩波書店、2014年、全63頁.

##### [産業財産権]

出願状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

坪井 由実 (TSUBOI, Yoshimi)  
愛知県立大学・教育福祉学部・客員共同研究員  
研究者番号：50115664

### (2) 研究分担者

木岡 一明 (KIOKA, Kazuaki)  
名城大学・大学・学校づくり研究科・教授  
研究者番号：10186182

勝野 正章 (KATSUNO, Masaaki)  
東京大学・教育学研究科・教授  
研究者番号：10285512

渡部 昭男 (WATANABE, Akio)  
神戸大学・人間発達環境学研究科・教授  
研究者番号：20158611

篠原 岳司 (SHINOHARA, Takeshi)  
北海道大学・教育学研究院・准教授  
研究者番号：20581721

中嶋 哲彦 (NAKAJIMA, Tetsuhiko)  
名古屋大学・教育発達科学研究科・教授  
研究者番号：40221444

石井 拓児 (ISHII, Takuji)  
名古屋大学・教育発達科学研究科・准教授  
研究者番号：60345874

窪田 眞二 (KUBOTA, Shinji)  
筑波大学・人間系・教授

研究者番号：80170033

山下 晃一 (YAMASHITA, Koichi)  
神戸大学・人間発達環境学研究科・准教授  
研究者番号：80324987

中山 弘之 (NAKAYAMA, Hiroyuki)  
愛知教育大学・教育実践研究科・准教授  
研究者番号：80335017

### (3) 連携研究者

大桃 敏行 (OMOMO, Toshiyuki)  
東京大学・教育学研究科・教授  
研究者番号：10201386

川口 洋誉 (KAWAGUCHI, Hirotaka)  
愛知工業大学・工学部・講師  
研究者番号：60547983

高妻 紳二郎 (KOZUMA, Shinjiro)  
福岡大学・人文学部・教授  
研究者番号：20205339

日永 龍彦 (HINAGA, Tatsuhiko)  
山梨大学・大学教育研究開発センター・教授  
研究者番号：60253374

村上 祐介 (MURAKAMI, Yusuke)  
東京大学・教育学研究科・准教授  
研究者番号：00423434

### (4) 研究協力者

伊藤 健治 (ITO, Kenji)  
東海学園大学・教育学部・講師  
研究者番号：30781471

藤岡 恭子 (FUJIOKA, Yasuko)  
鈴鹿大学短期大学部・生活コミュニケーション学科・教授  
研究者番号：60457918

宮田 延実 (MIYATA, Nobumi)  
人間環境大学・看護学部・准教授  
研究者番号：10742520